

違反対象物 公表制度

運用開始

令和2年
4月1日から

建物のご利用前に
確認しましょう！

違反対象物の公表制度とは？

建物を安心して利用していただくために、
重大な消防法令違反のある建物を旭市の
ホームページで公表する制度です。

●公表する内容●

①建物名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

旭市 公表制度

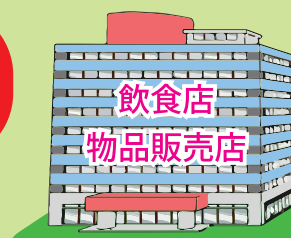
検索



火災があつたら
あぶないな…
この建物の利用は
控えようかな。

どのような建物や違反が 公表されるの？

飲食店、物品販売店、ホテル、社会
福祉施設、病院など不特定多数の方
や避難が困難な方が利用する建物
で、消防法により設置が義務付けら
れている屋内消火栓設備、スプリン
クラー設備及び自動火災報知設備
のいずれかが設置されていない重
大な違反を公表します。



建物(事業所)関係者の方へ

消防法には、建物の面積、用途、開口部の種
類や大きさなどによって、消防用設備等の設
置基準が定められています。

特に次のような場合には、重大な消防法令
違反に該当する場合がありますので、**事前に
予防課まで**ご相談ください。

- 増築や改築、隣接建物との接続を
行う場合
- 建物やテナントの用途を変更
する場合
- 荷物や棚などで窓を塞いだり、
窓に防犯フィルム等を貼る場合



旭市消防本部予防課

〒289-2511 旭市イの2953番地1

☎0479-63-5356